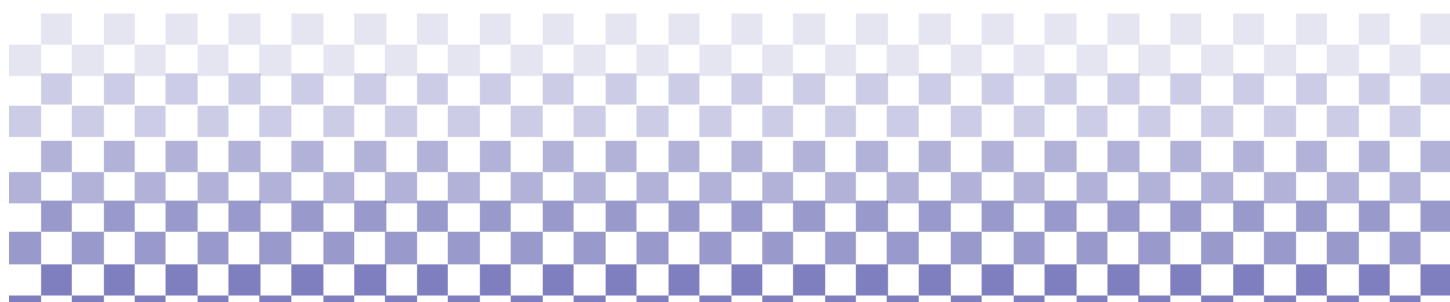


**第6期愛川町障がい福祉計画**  
**第2期愛川町障がい児福祉計画**  
**(サービス等プラン)**

**令和3年度～令和5年度**

---

**令和3年3月**  
**愛川町**



# 目次

1	計画策定の背景.....	1
2	計画の名称と位置づけ .....	1
3	計画期間.....	2
4	障害福祉サービス及び障がい児支援の概要 .....	3
5	サービスの基盤整備に関する基本的な考え方 .....	4
6	令和5年度の目標値の設定及び体制の整備方針.....	6
7	障害福祉サービス等の実施内容と見込量及び見込量確保のための方策.....	13
8	地域生活支援事業の実施内容と見込量及び見込量確保のための方策.....	23
9	障がい児通所支援事業等の実施内容と見込量及び見込量確保のための方策 ....	30
10	計画の推進体制 .....	33
<b>資料編</b>		
1	計画策定の経過.....	34
2	推進委員会委員名簿 .....	35
3	用語解説 .....	36

## 「障害」と「障がい」の表記について

本計画書では、法令や法令上の規定、固有名詞につきましては従前どおり漢字で表記し、人や人の状態を表す場合はひらがな表記としています。

このため、本計画では「害」と「がい」の字が混在する表現となっています。

# 1 計画策定の背景

本町では、平成27年3月に「第2次愛川町障がい者計画（平成27～令和2年度）」を、また、平成30年3月に「第5期愛川町障がい福祉計画（平成30～令和2年度）」及び「第1期愛川町障がい児福祉計画（平成30～令和2年度）」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組みを進めてきたところです。

この間、平成28年には、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項などを定めた「障害者差別解消法」が施行され、障がい者の権利擁護に係る施策が推進されているほか、障害者雇用促進法、発達障害者支援法の改正が行われました。

また、平成30年4月には、「障害者の望む地域生活への支援」、「障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応」、「障害福祉サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を柱とした「障害者総合支援法」の改正が行われました。

こうした中、国では令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の策定に向けて、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関する基本指針の見直しを行いました。

このため本町では、現行の「第5期愛川町障がい福祉計画」及び「第1期愛川町障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、国の基本指針に即して、「第6期の障がい福祉計画」と「第2期の障がい児福祉計画」を策定することとし、令和5年度までに見込まれる障害福祉サービスの量及び障がい児支援等の円滑な実施の確保に向けた計画的な取組みを推進するものです。

# 2 計画の名称と位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」として位置付けられ、「第6期愛川町障がい福祉計画・第2期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）」と称します。

また、この計画の策定にあたっては、国の「基本指針」に即したものとするとともに、関連計画である国の「障害者基本計画（第4次）」、県の「かながわ障害福祉グランドデザイン」、「愛川町障がい者計画」や「愛川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、上位計画である町の「第5次愛川町総合計画」との整合を図ります。

【町の関連計画との関係】

第5次愛川町総合計画後期基本計画

第3次愛川町地域福祉計画・地域福祉活動計画  
～町民みんなで作る、5つの”あい”のまち・あいかわ～

共通分野

保健分野

障がい者（児）分野

高齢者分野

子ども・家庭分野

第3次愛川町障がい者計画

愛川町障がい福祉計画・愛川町障がい児福祉計画  
（サービス等プラン）

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉

### 3 計画期間

この計画は、国の「基本指針」に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

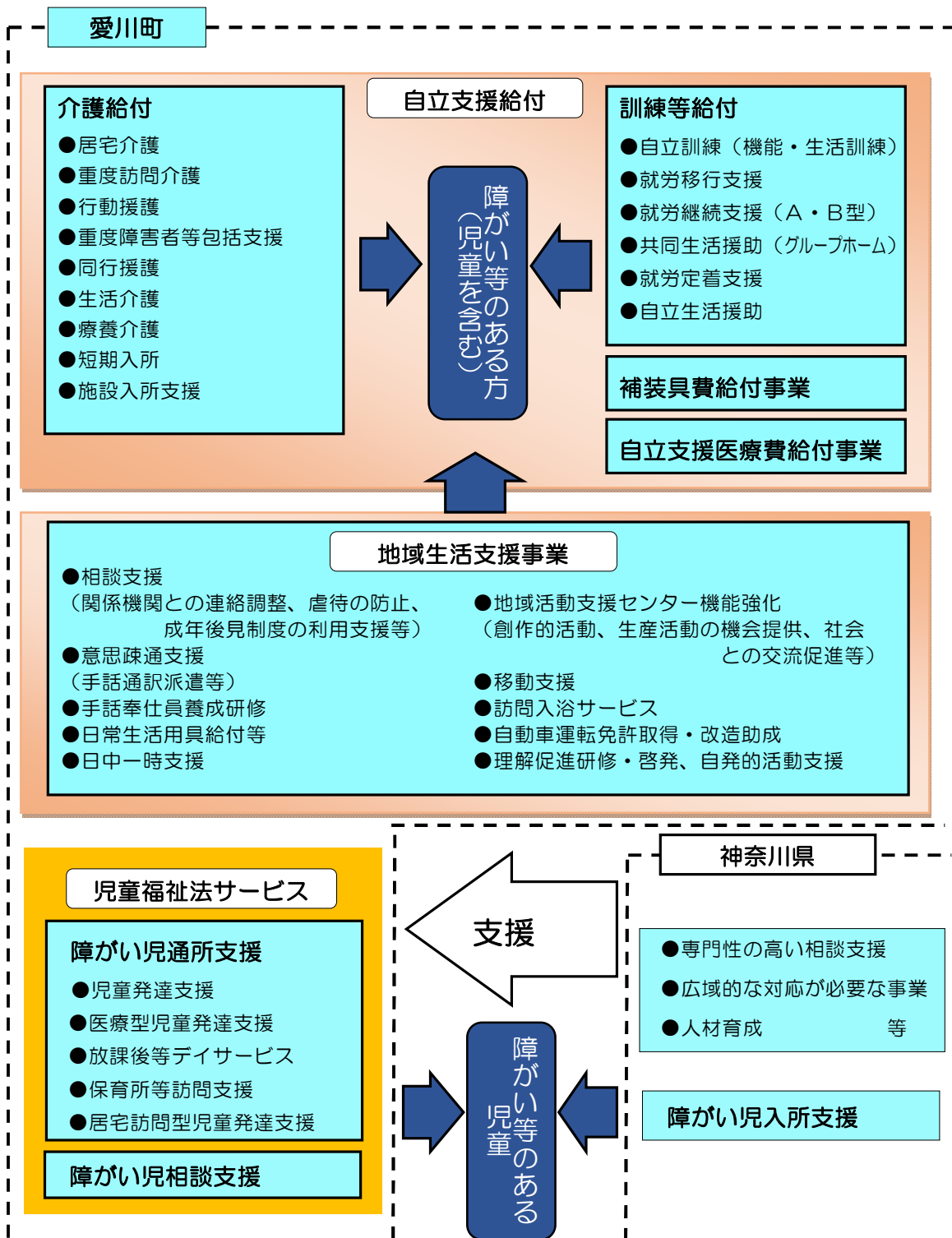
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<p>「第3次愛川町障がい者計画」 （※障害者基本法） 《基本理念と施策の方向性》</p>					
<p>「第6期愛川町障がい福祉計画」 （※障害者総合支援法） 《数値目標と障害福祉サービス等の見込量》</p>					
<p>「第2期愛川町障がい児福祉計画」 （※児童福祉法） 《数値目標と障がい児サービス等の見込量》</p>					

今回策定する計画

## 4 障害福祉サービス及び障がい児支援の概要

障害者総合支援法では、サービスの種類が規定され、全国一律で共通のサービスとして提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別され、さらに児童福祉法では、都道府県が行う障がい児入所支援と市町村が行う障がい児通所支援等が規定されています。

### 【障害者総合支援法に基づくサービス】



## 5 サービスの基盤整備に関する基本的な考え方

令和2年5月に告示された国の基本指針では、次のとおり、障害福祉サービス、相談支援及び障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方を示し、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の中で数値目標等を定め、計画的な提供体制の整備を行うことを求めています。

### 【国の基本指針】

#### (障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方)

- ① 訪問系サービスの安定した供給を確保  
訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。
- ② 日中活動系サービスの安定した供給を確保  
希望する障がい者に日中活動系サービスを保障する。
- ③ グループホーム等の充実を図り、福祉施設への入所等から地域生活への移行を推進するとともに地域生活拠点を整備  
地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所等から地域生活への移行を進めるための機能を集約する地域生活支援拠点の整備を図る。
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進  
就労移行支援・就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進める。
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実  
障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る。
- ⑥ 依存症対策の推進  
アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策は、地域における様々な回復支援が重要であることから、関係機関が密接に連携して依存症である者やその親族に対する支援を行う。

#### (相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方)

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターや地域生活への移行のための支援体制の整備を図るための「協議会」を活用することにより、地域の実情を踏まえた地域課題の改善に努める。

#### (障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方)

児童福祉法に基づく障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び子ども・子育て支援法の趣旨に基づく教育・保育等の関係機関との連携を図った、身近で一貫した効果的な支援を提供できる体制の整備や、地域社会への参加・インクルージョンの推進、特別な支援が必要な障がい児等への支援、障がい児相談支援体制の構築に努める。

## 【町の基本的な視点】

本町では、国の基本指針や県の方向性を踏まえつつ、本町の地域性を考慮し、次のとおり、障害福祉サービス、相談支援と地域生活支援事業、依存症対策、障がい児支援の提供体制の確保に努めていきます。

### ① 日中活動と生活の場の分離

障がい者の生活が、施設・病院での24時間の生活から、日中活動の場と住まいの場に分離、地域での生活に移行することを見据えて、地域社会と本人とのかかわりや社会参加の場を広げるための基盤整備（創作的活動の場、自立訓練の場、就労支援の場等の整備）を進めます。

### ② 地域生活を支える多様なサービスの創出

「住まい」、「いきがい」という視点から、地域生活を支える多様なサービスの創出と充実を図ります。また、依存症への対策など、各関係機関と密接に連携しながら、支援体制の充実に努めます。

### ③ 障がい種別ではなく、個別の状況に応じたサービスの提供

身体・知的・精神障がい者に対するサービスが一元化され、さらに発達障がい者や難病患者等にもサービスの対象が拡大されたことを踏まえて、障がい者がどの障がい種別に該当するかではなく、一人ひとりの障がい支援度や日常生活上の問題・課題をとらえ、意思を尊重して必要なサービスを提供します。

### ④ 関係機関との連携による障がい児支援サービス等の提供

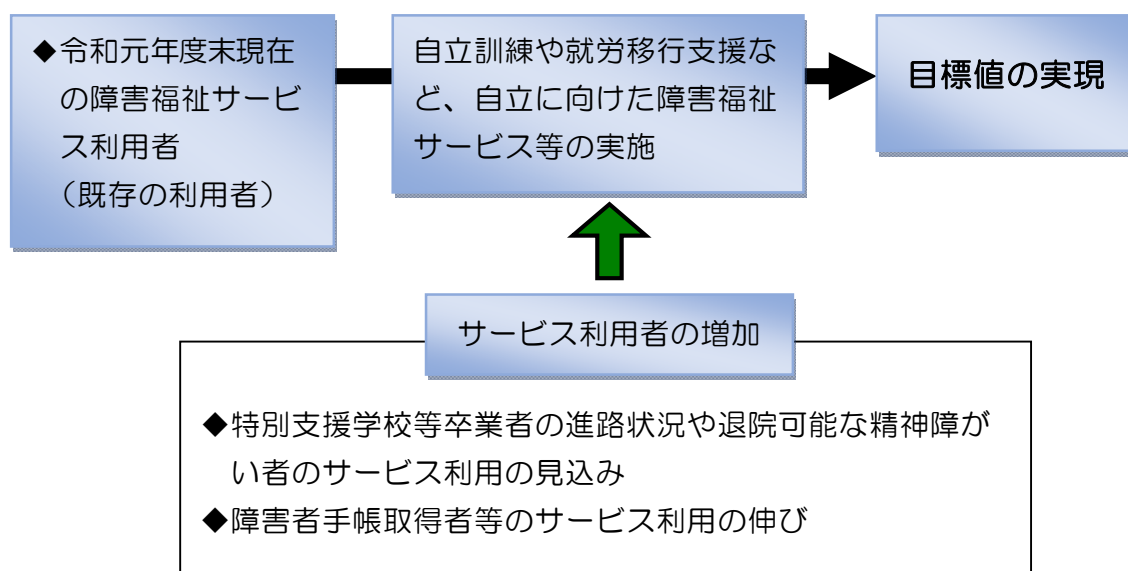
障がい児等に対する支援については、子ども・子育て支援事業の活用も踏まえつつ、教育関係機関やサービス提供に関する関連機関との連携を図り、一人ひとりの児童や家族の状況に応じたサービス等を提供します。

## 6 令和5年度の目標値の設定及び体制の整備方針

本計画では、平成29年度に策定した第5期計画の進捗状況を踏まえ、令和5年度の目標値（福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等）を設定するとともに、精神障がいに対応する地域包括ケアシステムの構築や地域生活支援拠点等の整備、障がい児支援に対する体制の整備について、その取組方針を定めます。

### 【目標値設定の基本的な考え方】

目標値設定にあたって国が示す基本的な考え方は、次のとおりです。





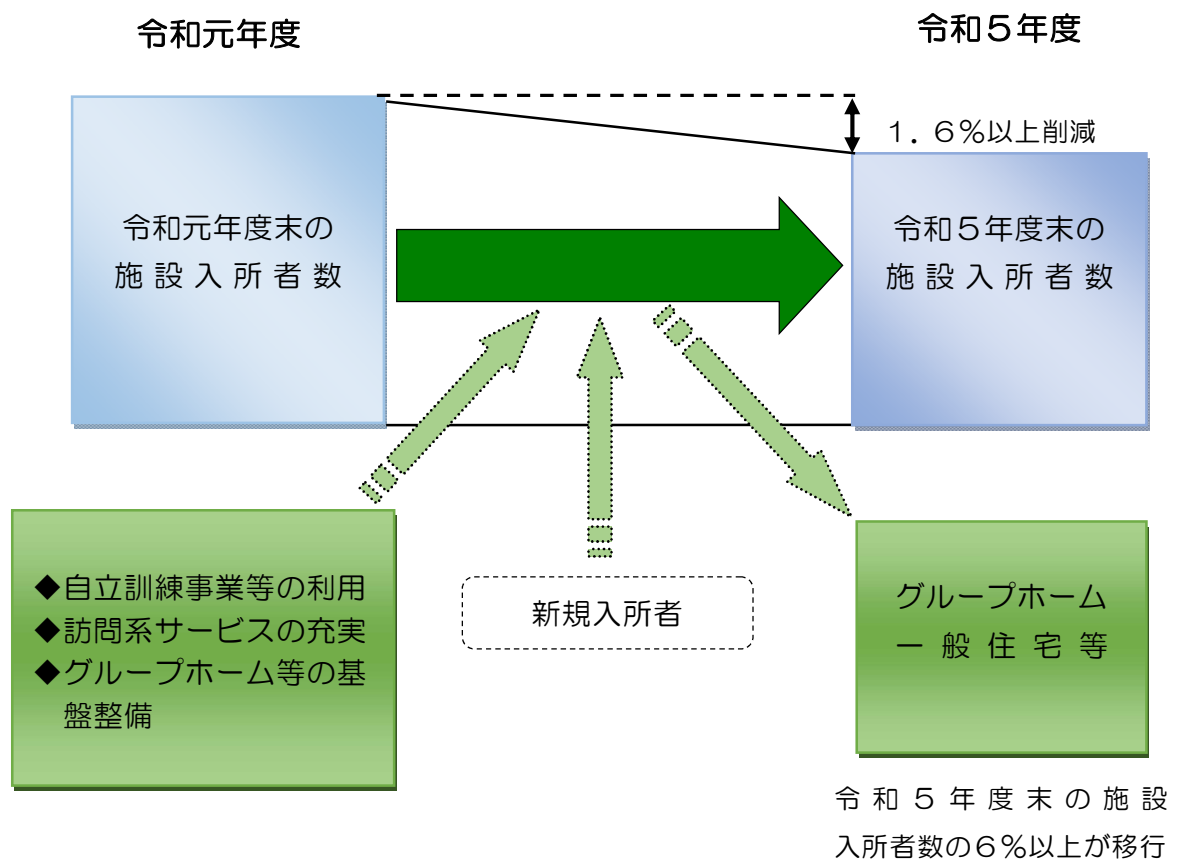
## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点で福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の人数について、障がいの程度やサービスの提供基盤等を踏まえて見込みます。

さらに、新規入所者数を見込んだ上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

なお、国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数から6%以上が地域生活へ移行することとし、これにあわせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本としており、本町の実情を踏まえつつ、原則国の基本指針に基づき目標を設定します。

### 【国の考え方】



### 【令和5年度の目標値】

各施設の入所者（令和元年度末現在）に係る、障がいの支援度やサービスの提供基盤等を勘案した上で、国の基本指針に基づき、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所とのさらなる連携強化を図り、地域生活への移行を進めていくことを前提に、令和5年度末時点の施設入所者数の目標値を設定しました。

項 目	数 値	備 考	【実績値】
令和元年度末の入所者数（A）	42人	平成18年度	55人
		平成19年度	53人
		平成20年度	51人
		平成21年度	50人
		平成22年度	49人
		平成23年度	52人
		平成24年度	50人
			平成25年度 51人
			平成26年度 52人
			平成27年度 50人
			平成28年度 49人
			平成29年度 49人
			平成30年度 45人
			令和元年度 42人



項 目	第6期計画の目標値
目標年度（令和5年度末）の入所者数（B）	41人
【目標値】削減見込（A－B）	1人（2.4%）
【目標値】地域生活への移行者数	3人（7.1%）

※児童福祉法の改正前に障がい児施設に入所していた18歳以上の者で、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設に引き続き入所している者（継続入所者）を除いて設定。

## （２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行については、精神科病院や地域の事業者による支援だけでなく、保健・医療・福祉の専門機関との連携を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない共生社会の実現に向けた取り組みを行います。

また、地域の一員として安心した生活ができるよう、保健・医療・福祉関係者等による協議の場として設置している「障がい者協議会」を活用し、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

## （３）地域生活支援拠点等の整備

入所施設から地域生活への移行や自立した在宅生活の継続等を支援するにあたっては、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図り、自立訓練事業等の活用をします。

また、近隣市町村の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所との情報共有・有効活用などの有機的な連携を図り、地域生活支援を推進するための相談支援を中心とした地域生活支援拠点等の体制の整備充実に努めます。

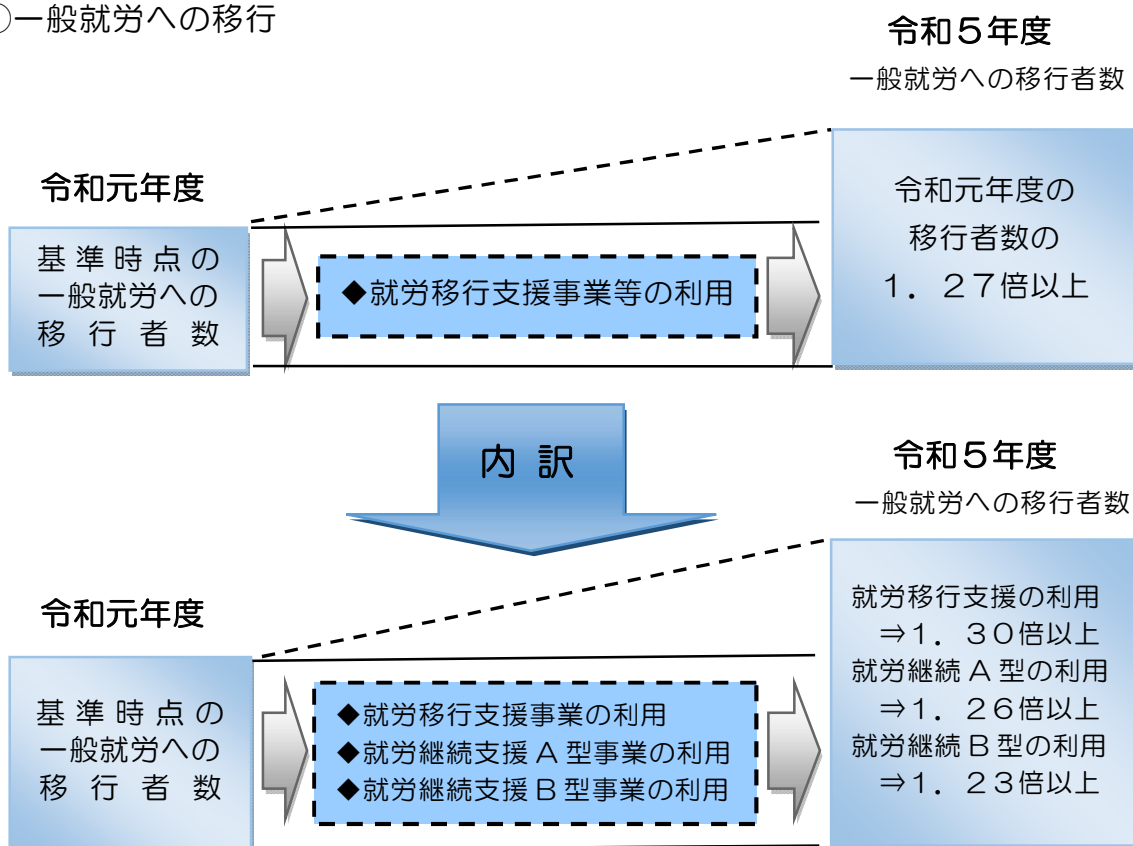
## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者等の目標値を設定します。

なお、国の基本指針では一般就労に移行する者の目標値の設定にあたっては、①令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすること。併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行についても目標を設定すること。②就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。③就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本としており、本町の実情を踏まえつつ、原則として国の基本指針に基づき目標値を設定します。

### 【国の考え方】

#### ①一般就労への移行



#### ②就労定着支援事業利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

#### ③就労定着支援事業所

就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とします。

### 【令和5年度の目標値】

令和5年度中に、福祉施設から就労移行支援や就労継続支援を経て、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関との連携・協力を得ながら、①一般就労へ移行する人数（ア、就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数、イ、就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数、ウ、就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数も併せて見込む）、②一般就労者における就労定着支援事業利用者の割合、③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合を設定しました。なお、①のア～ウ、②、③については第6期計画から新たに見込むものです。

項 目	数 値	備 考	【実績値】
令和元年度の年間 一般就労移行者数	6人	平成18年度	1人
		平成19年度	0人
		平成20年度	1人
		平成21年度	0人
		平成22年度	1人
		平成23年度	0人
		平成24年度	2人
			平成25年度 3人
			平成26年度 5人
			平成27年度 5人
			平成28年度 8人
			平成29年度 3人
			平成30年度 5人
			令和元年度 6人

### 内訳

項 目	数 値
令和元年度 就労移行支援事業利用者の一般就労移行者数	4人
令和元年度 就労継続支援A型事業利用者の一般就労移行者数	1人
令和元年度 就労継続支援B型事業利用者の一般就労移行者数	1人

項 目	第6期計画の目標値
①【目標値】 令和5年度の年間一般就労移行者数	10人（1.66倍）
ア【目標値】 令和5年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数 〔新規〕	6人（1.50倍）
イ【目標値】 令和5年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数 〔新規〕	2人（2.00倍）
ウ【目標値】 令和5年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数 〔新規〕	2人（2.00倍）
②【目標値】 一般就労者における就労定着支援事業の利用者数 （令和5年度時点） 〔新規〕	70%以上
③【目標値】 就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 （令和5年度時点） 〔新規〕	70%以上 （新規事業所に対して見込む）

## 《目標値の確保に関連する方策》

就労・雇用に関する相談等の支援を推進するとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を踏まえ、調達推進に関する方針に基づく調達目標の設定等、障がい者就労施設等の受注機会の拡大に努めます。

### (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

サービスの基盤整備に関する基本的な考え方を踏まえ、児童発達支援センター「ひまわりの家」を中核とした重層的な支援体制を充実させ、医療・教育等関連機関との連携を図りながら、重症心身障害児にも対応する児童発達支援や保育所等訪問支援を継続実施するとともに、重症心身障害児に対応する放課後等デイサービス事業所の確保については、相談支援事業所との連携による近隣事業所も含めた利用調整に努めます。

また、県が実施する難聴児支援のための中核的機能を有する体制を構築するために、引き続き、県と連携しながら、支援の強化を図ります。

さらに、医療的ケア児への支援として、保育・保健・教育・福祉に関する関係機関や児童発達支援センター、相談支援事業所等で構成する「早期療育・子育て支援に関する検討会議」を活用するほか、本分野の支援調整を行う「コーディネーター」によるこれまで以上の相談調整の充実に努めます。

### (6) 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な支援を実施するため、相談支援専門員、相談支援事業所職員による事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や、相談支援事業者への人材育成支援、連携強化等を通じ、地域の相談支援体制の強化に努めます。

### (7) 障害福祉サービス等の質の向上

障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や、事業所向けの研修への聴講等に町担当職員が積極的に参加することで、事業所の仕事内容の理解につなげていきます。

また、県が実施する指導監査の結果等を事業所等と共有することで、適切な障害福祉サービスの提供につなげ、サービス等の質の向上を図るための体制づくりに努めます。

## 7 障害福祉サービス等の実施内容と見込量及び見込量確保のための方策

介護給付、訓練等給付などの自立支援給付により実施される障害福祉サービスの実施内容は、次のとおりです。

自立支援給付により実施される障害福祉サービス等の各年度における1か月あたりの見込量を設定し、見込量を確保するための方策を定めます。

なお、各サービス等の見込量については、これまでの利用推移や実績、支給決定の状況などを踏まえ、推計しています。(地域生活支援事業と障がい児通所支援事業等も同様)

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問を受けたり、同行などによって利用するサービスです。具体的には、①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護、⑤重度障害者等包括支援があります。

サービス名	主な対象者	実施内容
① 居宅介護	障がい者（障害支援区分1以上）、障がい児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や家事等を行います。
② 重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、二肢以上に麻痺のある身体障がい者、重度の知的障がい者、重度の精神障がい者（障害支援区分4以上）	重度の常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
③ 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者・児	移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
④ 行動援護	自閉症、てんかん等のある重度の知的障がい者・児、統合失調症等のある重度の精神障がい者で常時介護を要する人（障害支援区分3以上）	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	指定難病の筋萎縮性側索硬化症等の極めて重度の身体障がい者、強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

### 【第5期計画期間の計画値及び実績値】

サービス名	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	計 画	50 人分 701 時間分	52 人分 727 時間分	54 人分 753 時間分
	実 績	47 人分 864.5 時間分	52 人分 953.25 時間分	41 人分 1,048.75 時間分

※人分とは、1 か月あたりの利用者数

※時間分とは、1 か月あたりの延べ利用時間

※平成30年度、令和元年度の実績は3月の実績、令和2年度の実績は7月の実績

### 【第6期計画期間のサービス見込量】

サービス名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	49 人分 976 時間分	51 人分 997 時間分	53 人分 1,018 時間分

※人分とは、1 か月あたりの利用者数

※時間分とは、1 か月あたりの延べ利用時間

### 《見込量確保のための方策》

相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などとの連携のもとで、入所施設等から自宅での生活や共同生活を始める（地域移行）方の支援や在宅生活者の生活の安定に向けたサービスの確保に努めます。



## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。具体的には、①生活介護、②療養介護、③自立訓練（機能訓練）、④自立訓練（生活訓練）、⑤就労移行支援、⑥就労継続支援（A型）、⑦就労継続支援（B型）、⑧就労定着支援、⑨短期入所があります。

サービス名	主な対象者	実施内容
①生活介護	常時介護を必要とする人で、障害支援区分3以上の人（50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上）	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
②療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で <ul style="list-style-type: none"> <li>筋萎縮性側索硬化症患者など呼吸管理を行っている人で障害支援区分が区分6以上の人</li> <li>進行性筋萎縮症者、重症心身障害者で、障害支援区分が区分5以上の人</li> </ul>	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
③自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、支援が必要な身体障がい者	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
④自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的・精神障がい者	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65歳未満）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	主な対象者	実施内容
⑥就労継続支援 (A型)	<p>就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で（利用開始時に65歳未満）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人</li> <li>・特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人</li> <li>・就労経験があり、一般企業を離職した人</li> </ul>	<p>①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。</p> <p>②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p> <p>※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。</p>
⑦就労継続支援 (B型)	<p>就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった人</li> <li>・一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人</li> <li>・50歳に達している人</li> <li>・企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された人</li> </ul>	<p>①就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）</p> <p>②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p>
⑧就労定着支援	<p>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人</p>	<p>障がい者と相談し、生活面の課題に関する関係調整など、課題解決に必要な支援を行います。</p>
⑨短期入所	<p>[福祉型] 障がい者（障害支援区分1以上）、障がい児</p> <p>[医療型] ・遷延性意識障がい者・児、筋萎縮性側索硬化症等のニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害児（者）等</li> </ul>	<p>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>

【第5期計画期間の計画値及び実績値】

サービス名		年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
①生活介護	計画		91 人分 1,820 人日分	93 人分 1,860 人日分	96 人分 1,920 人日分
	実績		90 人分 1,698 人日分	92 人分 1,783 人日分	97 人分 1,871 人日分
②療養介護	計画		8 人分	8 人分	8 人分
	実績		6 人分	6 人分	6 人分
③自立訓練（機能訓練）	計画		5 人分 80 人日分	5 人分 80 人日分	5 人分 80 人日分
	実績		0 人分 0 人日分	0 人分 0 人日分	1 人分 2 人日分
④自立訓練（生活訓練）	計画		4 人分 80 人日分	4 人分 80 人日分	4 人分 80 人日分
	実績		9 人分 171 人日分	8 人分 182 人日分	9 人分 193 人日分
⑤就労移行支援	計画		8 人分 160 人日分	9 人分 180 人日分	9 人分 180 人日分
	実績		13 人分 228 人日分	14 人分 206 人日分	15 人分 277 人日分
⑥就労継続支援（A型）	計画		32 人分 640 人日分	33 人分 660 人日分	34 人分 680 人日分
	実績		13 人分 250 人日分	20 人分 371 人日分	22 人分 412 人日分
⑦就労継続支援（B型）	計画		98 人分 1,764 人日分	100 人分 1,800 人日分	101 人分 1,818 人日分
	実績		112 人分 1,872 人日分	114 人分 1,966 人日分	109 人分 2,013 人日分
⑧就労定着支援	計画		1 人分	1 人分	2 人分
	実績		5 人分	9 人分	6 人分
⑨短期入所	福祉型	計画	19 人分 171 人日分	20 人分 180 人日分	21 人分 189 人日分
		実績	16 人分 137 人日分	8 人分 84 人日分	8 人分 97 人日分
	医療型	計画	1 人分 10 人日分	1 人分 10 人日分	1 人分 10 人日分
		実績	1 人分 3 人日分	1 人分 9 人日分	0 人分 0 人日分

※人分とは、1か月あたりの利用者数 ※人日分とは、1か月あたりの延べ利用日数

※平成30年度、令和元年度の実績は3月の実績、令和2年度の実績は7月の実績

### 【第6期計画期間のサービス見込量】

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護		98人分 1,960人日分	99人分 1,980人日分	100人分 2,000人日分
②療養介護		7人分	7人分	7人分
③自立訓練（機能訓練）		1人分 5人日分	1人分 5人日分	1人分 5人日分
④自立訓練（生活訓練）		9人分 189人日分	9人分 189人日分	9人分 189人日分
⑤就労移行支援		14人分 238人日分	15人分 255人日分	15人分 255人日分
⑥就労継続支援（A型）		28人分 532人日分	29人分 551人日分	30人分 570人日分
⑦就労継続支援（B型）		114人分 2,052人日分	116人分 2,088人日分	118人分 2,124人日分
⑧就労定着支援		9人分	10人分	11人分
⑨短期入所	福祉型	12人分 156人日分	13人分 169人日分	14人分 182人日分
	医療型	1人分 6人日分	1人分 6人日分	1人分 6人日分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

※人日分とは、1か月あたりの延べ利用日数

#### 《見込量確保のための方策》

相談支援事業所との連携を図り、利用者のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

また、サービス事業者に対し、適正な事業実施についての指導・助言を行います。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場としてのサービスを行います。具体的には、①共同生活援助（グループホーム）、②施設入所支援、③自立生活援助があります。

サービス名	主な対象者	実施内容
①共同生活援助 (グループホーム)	知的障がい者、精神障がい者で、障害支援区分の認定を受けている人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の相談等の援助を行います。
②施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護の対象者</li> <li>自立訓練・就労移行支援の利用者で、生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人</li> </ul>	施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
③自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的または随時に利用者宅を訪問し、食事・排泄・掃除などの課題、金銭管理、体調、地域住民との関係などを確認し、必要な助言や連絡調整を行います。

### 【第5期計画期間の計画値及び実績値】

サービス名	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①共同生活援助 (グループホーム)	計画	45人分	47人分	49人分
	実績	49人分	58人分	64人分
②施設入所支援	計画	47人分	47人分	47人分
	実績	45人分	42人分	43人分
③自立生活援助	計画	1人分	1人分	1人分
	実績	0人分	0人分	0人分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

※平成30年度、令和元年度の実績は3月の実績、令和2年度の実績は7月の実績

### 【第6期計画期間のサービス見込量】

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①共同生活援助 (グループホーム)	66人分	68人分	70人分
②施設入所支援	43人分	42人分	41人分
③自立生活援助	1人分	1人分	1人分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

### 《見込量確保のための方策》

相談支援事業所や障害福祉サービス事業所などとの連携のもと、安定した居住支援サービスの提供に努めます。

#### (4) 相談支援

相談支援は、障害福祉サービスの利用に必要な計画作成や地域生活への移行等を支援します。具体的には、①計画相談支援、②地域相談支援、③地域計画相談があります。

サービス名	主な対象者	実施内容
①計画相談支援 (サービス利用支援、 継続サービス利用支援)	障害福祉サービス又は地域 相談支援を利用するすべての 障がい者・児	支給決定又は支給決定の変更 前に、サービス等利用計画案 を作成するとともに、事業者 等との連絡調整、利用状況の 検証(モニタリング)を行います。
②地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設に入所又は 精神科病院に入院している 障がい者	住居の確保等、地域生活に移 行するための活動に関する相 談や便宜の供与を行います。
③地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身で生活す るなど、同居家族による支 援を受けられない障がい者	常時の連絡体制を確保し、緊 急の事態等に相談、訪問、対 応等を行います。

### 【第5期計画期間の計画値及び実績値】

サービス名	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①計画相談支援 (サービス利用支援、 継続サービス利用支援)	計画	10人分	10人分	10人分
	実績	7人分	9人分	16人分
②地域相談支援 (地域移行支援)	計画	6人分	12人分	12人分
	実績	0人分	0人分	0人分
③地域相談支援 (地域定着支援)	計画	12人分	12人分	12人分
	実績	0人分	0人分	0人分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

※平成30年度、令和元年度の実績は3月の実績、令和2年度の実績は7月の実績

※①は1か月あたりの利用者数、②、③は年間の利用者数

### 【第6期計画期間のサービス見込量】

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援 (サービス利用支援、 継続サービス利用支援)	18人分	20人分	22人分
②地域相談支援 (地域移行支援)	12人分	12人分	12人分
③地域相談支援 (地域定着支援)	12人分	12人分	12人分

※①は1か月あたりの利用者数、②、③は年間の利用者数

### 《見込量確保のための方策》

相談支援事業所の確保や育成に努めるとともに、関係者と連携し利用者のニーズに基づいた相談支援の提供に努めます。



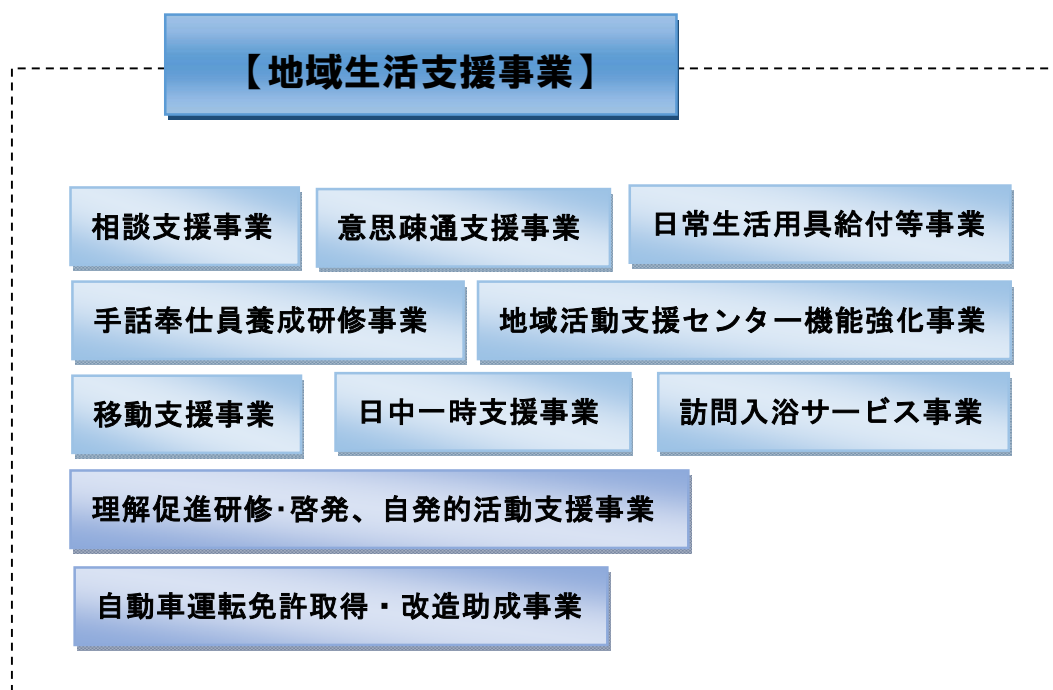
## 8 地域生活支援事業の実施内容と見込量及び見込量確保のための方策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付による障害福祉サービス等とともに、障がいのある方が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な支援システムの一翼を担う重要な事業です。

本町においては、地域生活支援事業の実施にあたり、次の2つの基本的な考え方を重視しながら、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

1. 移動支援事業、日中一時支援事業をはじめ、障がい者やその介護者のニーズに応じた各種制度を活用したサービス提供体制の確保に努めます。
2. 障がいの種別を問わず、実効性のある障がい者ケアマネジメントが行える相談支援体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

なお、本町の地域生活支援事業の実施内容は、次のとおりです。



これらの地域生活支援事業のうち、サービス提供体制を確保するために必要と認められる主な事業について、各年度における1か月あたりの見込量を設定し、見込量確保のための方策を定めます。

## (1) 相談支援事業

障がい者やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための支援を行います。

### 【第5期計画期間の計画値及び実績値】

事業名	年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
相談支援事業				
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	計画	2 か所	2 か所	2 か所
	実績	2 か所	2 か所	2 か所
地域障がい者協議会	計画	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画	2 か所	2 か所	2 か所
	実績	2 か所	2 か所	2 か所
成年後見制度利用支援事 業	計画	2 人	2 人	2 人
	実績	1 人	1 人	1 人

※平成 30 年度、令和元年度の実績は3月の実績、令和2年度の実績は7月の実績

**【第6期計画期間のサービス見込量】**

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業			
相談支援事業			
障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
地域障がい者協議会	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	2か所	2か所	2か所
成年後見制度利用支援事業	2人	2人	2人

**《見込量確保のための方策》**

相談支援事業所に委託し、身体障がい、知的障がい、精神障がい等の様々な障がい者やその介助者等からの相談に応じ、必要な支援を行います。

また、「障がい者協議会」を中心として、様々な相談機能を活用しながら、関係機関・団体等との連携強化を図り、基幹相談支援センターの設置など、地域のニーズや実情に応じた総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

## (2) 意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者と他の者の意思疎通を仲介します。

### 【第5期計画期間の計画値及び実績値】

事業名	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
意思疎通支援事業	計画	3人	3人	3人
	実績	3人	3人	1人

※平成30年度、令和元年度の実績は3月の実績、令和2年度の実績は7月の実績

### 【第6期計画期間のサービス見込量】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	3人	3人	3人

※1か月あたりの利用者数

### 《見込量確保のための方策》

手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の実施者（社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会）に依頼し、派遣を実施するとともに、事業についての周知・啓発を行います。

また、手話奉仕員養成研修事業を継続実施し、地域で手話のできる人材の育成に努めます。

### (3) 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

#### 【第5期計画期間の計画値及び実績値】

事業名	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター機能強化事業	計画	1か所	1か所	1か所
	実績	0か所	0か所	0か所
地域活動支援センター利用者数	計画	16人	18人	20人
	実績	18人	20人	27人
基礎的事業	計画	1か所	1か所	1か所
	実績	1か所	1か所	1か所
機能強化事業	計画	0か所	0か所	1か所
	実績	0か所	0か所	0か所

※平成30年度、令和元年度の実績は3月の実績、令和2年度の実績は7月の実績

※機能強化事業は1日あたりの平均利用者数10人以上が必要

#### 【第6期計画期間のサービス見込量】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	1か所	1か所	1か所
地域活動支援センター利用者数	20人	22人	24人
基礎的事業	1か所	1か所	1か所
機能強化事業	0か所	0か所	1か所

※利用者数は1か月あたりの利用者数

#### 《見込量確保のための方策》

相談支援事業所や実施事業所との連携を図り、地域活動支援センターの充実に努めます。

#### (4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に対する移動の支援を行います。

##### 【第5期計画期間の計画値及び実績値】

事業名	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	計画	32人分 592時間	37人分 676時間	42人分 761時間
	実績	27人分 507時間	37人分 516時間	30人分 439時間

※上段：1か月あたりの利用者数 下段：1か月あたりの利用時間

※平成30年度、令和元年度の実績は3月の実績、令和2年度の実績は7月の実績

##### 【第6期計画期間のサービス見込量】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	30人分 552時間	36人分 663時間	42人分 773時間

※上段：1か月あたりの利用者数 下段：1か月あたりの利用見込時間

#### 《見込量確保のための方策》

相談支援事業所と連携した適切なサービス提供に努め、実施事業所の確保とともに、事業についての周知・啓発を行います。

## (5) 日中一時支援事業

家族の就労支援や一時的な休息などの目的に応じて、宿泊を伴わず、障がい者の日中における活動の場を提供します。

### 【第5期計画期間の計画値及び実績値】

事業名	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	計画	5か所 16人	5か所 16人	5か所 16人
	実績	4か所 11人	5か所 18人	5か所 8人

※上段：実施箇所数 下段：1か月あたりの利用者数

※平成30年度、令和元年度の実績は3月の実績、令和2年度の実績は7月の実績

### 【第6期計画期間のサービス見込量】

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	5か所 18人	5か所 18人	5か所 18人

※上段：実施箇所数 下段：1か月あたりの利用者数

### 《見込量確保のための方策》

相談支援事業所と連携した適切なサービス提供に努め、実施事業所の確保とともに、事業についての周知・啓発を行います。

## 9 障がい児通所支援事業等の実施内容と見込量 及び見込量確保のための方策

第2期障がい児福祉計画として、児童福祉法に基づく障がい児通所支援により実施されるサービスや障がい児相談支援の各年度における1か月あたりの見込量を設定し、見込量を確保するための方策を定めます。

障がい児通所支援事業等のうち児童発達支援などにより実施される障がい児通所支援サービスの実施内容は、次のとおりです。

### (1) 障がい児通所支援事業

障がい児通所支援事業は、障がい等のある児童が通所や訪問などによって利用するサービスです。具体的には、①児童発達支援、②医療型児童発達支援、③放課後等デイサービス、④保育所等訪問支援、⑤居宅訪問型児童発達支援があります。

サービス名	主な対象者	実施内容
①児童発達支援	身体、知的、精神に障がいのある児童、又は診断・判定を受けた療育が必要な児童	日常生活の基本的な動作や集団生活への適応に必要な支援を行います。
②医療型児童発達支援	肢体不自由があり理学療法等の訓練又は医療的管理下での支援が必要な障がい児	児童発達支援及び治療を行います。
③放課後等デイサービス	学校の授業終了後や休業日の支援が必要な障がい等のある児童	生活能力の向上や社会との交流を促すために必要な支援を行います。
④保育所等訪問支援	保育所等集団生活を営む施設に通う障がい児	障がい児以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等で障がい児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活の基本的な動作や技能を得るための支援を行います。



【第1期障がい児福祉計画期間の計画値及び実績値】

サービス名	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①児童発達支援	計画	28人分 336人日分	30人分 360人日分	32人分 384人日分
	実績	28人分 290人日分	39人分 347人日分	41人分 398人日分
②医療型児童発達支援	計画	1人分 4人日分	1人分 5人日分	1人分 6人日分
	実績	0人分 0人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
③放課後等デイサービス	計画	66人分 660人日分	68人分 680人日分	70人分 700人日分
	実績	70人分 710人日分	72人分 703人日分	74人分 914人日分
④保育所等訪問支援	計画	4人分 8人日分	5人分 10人日分	6人分 12人日分
	実績	3人分 3人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分
⑤居宅訪問型児童発達支援	計画	1人分 3人日分	1人分 3人日分	1人分 3人日分
	実績	3人分 3人日分	0人分 0人日分	0人分 0人日分

※上段：1か月あたりの利用者数、下段：1か月あたりの延べ利用日数

※平成30年度、令和元年度の実績は3月の実績、令和2年度の実績は7月の実績

【第2期障がい児福祉計画期間のサービス見込量】

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	44人分 440人日分	46人分 460人日分	48人分 480人日分
②医療型児童発達支援	1人分 5人日分	1人分 5人日分	1人分 5人日分
③放課後等デイサービス	88人分 968人日分	91人分 1,001人日分	94人分 1,034人日分
④保育所等訪問支援	5人分 10人日分	6人分 12人日分	7人分 14人日分
⑤居宅訪問型児童発達支援	1人分 3人日分	1人分 3人日分	1人分 3人日分

※人分とは、1か月あたりの利用者数 ※人日分とは、1か月あたりの延べ利用日数

### 《見込量確保のための方策》

相談支援事業所や障がい児通所サービス事業所などとの連携のもと、児童や家族のニーズに応じた障がい児等への適切なサービスの提供に努めます。

### (2) 障がい児相談支援事業

障がい児相談支援は、障がい児の通所サービス等の利用に必要な計画作成やモニタリングを支援します。

サービス名	主な対象者	実施内容
障がい児計画相談支援 (サービス利用計画作成)	障がい児通所支援等のサービスを利用する障がい児	支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、事業者等との連絡調整、利用状況の検証(モニタリング)を行います。

### 【第1期障がい児福祉計画期間の計画値及び実績値】

サービス名	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	障がい児計画相談支援 (サービス利用計画作成)	計画	2人分	3人分
実績		0人分	0人分	0人分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

※平成30年度、令和元年度の実績は3月の実績、令和2年度の実績は7月の実績

### 【第2期障がい児福祉計画期間のサービス見込量】

サービス名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい児計画相談支援 (サービス利用計画作成)	1人分	2人分	3人分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

### 《見込量確保のための方策》

相談支援事業所の育成や連携を図り、利用者や保護者のニーズに沿った障がい児相談支援の提供に努めます。

また、障がい児の支援については、教育・保育等の関係機関との連携を図りながら、障がいの多様化・重度化に対応するための相談、専門的な支援やサービス利用調整などを行うため、愛川町児童発達支援センター「ひまわりの家」を中核とした支援体制の充実・整備に努めます。

## 10 計画の推進体制

この計画を推進するためには、本町のみならず、関連する行政組織、関係機関・団体、事業者との連携を図りながら、計画の進捗状況の定期的な評価を実施するなど、PDCAサイクルの考えを取り入れながら、取り組んでいく必要があります。

計画の推進体制は次のとおりとします。

### (1) 実施体制

この計画は、障害者基本法に基づく「第3次愛川町障がい者計画」に掲げる障がい者施策の方向性との整合性を図りながら、具体的な取組みや体制の整備状況を計画的に推進するためのものであり、両計画に含まれる分野は、地域生活支援、保健・医療、相談支援、教育・保育、就労、バリアフリーの推進、権利擁護など様々な分野にわたっています。

このため、福祉支援課が中心となり、各部局、関係機関・団体、当事者などとの連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

### (2) 計画の点検及び評価

この計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ内容について、毎年度点検し、目標の達成状況や次期計画の策定に向けての評価を実施します。

なお、点検及び評価については、保健・医療・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「愛川町福祉のまちづくり推進委員会」が継続して行います。

# 資料編

## 1 計画策定の経過

	日時	各種調査・会議等	内容
令和2年	8月24日	愛川町障がい者計画等策定ワーキンググループ会議	・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況について
	10月27日	愛川町障がい者計画等策定連絡調整会議	・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
	11月25日	行政経営・政策調整合同会議	・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（素案）について
	12月7日	愛川町福祉のまちづくり推進委員会	・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）【諮問】
	12月9日	愛川町福祉のまちづくり推進委員会	・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）【答申】
	12月14日	政策調整会議	・障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）のパブリック・コメント手続きについて
令和3年	1月6日 ～2月2日	パブリック・コメント手続きの実施	・計画（案）の公表及び意見の募集

## 2 推進委員会委員名簿

愛川町福祉のまちづくり推進委員会委員名簿

(敬称略)

選出区分	選出母体(所属等)	氏名	備考
公募による町民等	公募委員(一般町民)	椎橋 久子	
	公募委員(一般町民)	石川 和子	
学識経験を有する者	(大学教授等)	高橋幸三郎	副委員長
民生委員	愛川町民生委員児童委員協議会	天野 裕幸	
医療関係者	町内医師会	中村 和久	
	町内歯科医師会	林 二郎	
関係団体等の代表者	愛川町区長会	門屋 章	
	愛川町婦人団体連絡協議会	齋藤 光枝	
	愛川町老人クラブ連合会	足立原 泰	
	愛川町身体障害者福祉協会	齋藤 隆夫	
	愛川町手をつなぐ育成会	石若 貞子	
	愛川町社会福祉協議会	萩原 庸元	委員長
	愛川町ボランティア連絡協議会	井上 桂	
関係行政機関の職員	厚木保健福祉事務所	高宮 聖子	
	神奈川県社会福祉協議会	渡邊 朋子	

### 3 用語解説

(五十音順)

#### 【あ行】

##### 一般就労

障がい者の就労形態の一つ。一般の企業などで雇用契約に基づいて就労すること若しくは在宅就労すること。「福祉的就労」に対する用語として使用。

##### 医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ぶ。

##### インクルージョン

障がい児と健常児が区別なく、共に学ぶ機会を作っていくこと。子ども達の違いを認め、個々の教育ニーズに対応し、全てを包み込む学校・学級・社会が望ましいという考え方。

#### 【か行】

##### かながわ障害福祉グランドデザイン

神奈川県は障がい者施策の方向性を定めた「かながわ障害者計画」を理念的に支え、「障害福祉計画」との考え方をつなぐことを目的として、障がい者の地域生活を支える障害福祉のあるべき姿を示した構想。

##### 基幹相談支援センター

身体・知的・精神障がい者の相談を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所。

##### 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等に社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者を配置し、相談支援体制を強化する事業。

##### 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律

障がい者就労施設等で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、当該施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために設けられた法律。この法律により、地方公共団体は、毎年度、当該施設等からの物品等の調達方針を作成するとともに、調達の実績を公表することとされている。

##### ケアマネジメント

障がい者が地域で生活するために、一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせ、一体的・総合的に提供すること。

## 高次脳機能障がい

脳の損傷が原因で生じる認知機能の障がい。身体の障がいがない若しくは、程度が軽いにもかかわらず、「記憶障がい」「注意障がい」「遂行機能障がい」「社会的行動障がい」といった認知の障がいが生じ、日常生活や社会生活にうまく適応できない状態。

## 【さ行】

### 市町村相談支援機能強化事業

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者を配置し、相談支援体制を強化する事業。

### 自動車運転免許取得・改造助成事業

市町村が行う地域生活支援事業の一つ。一定の条件に該当する障がい者が運転免許を取得するために要する費用の一部を助成する事業及び、自動車を自らの運転に適するような構造に改造するために要する費用の一部を助成する事業。

### 児童発達支援センター

施設の有する専門機能を生かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への支援・助言を併せて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

### 重症心身障害

児童福祉法に規定されている重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している状態のこと。

### 手話奉仕員

聴覚障がい者や音声または言語機能障がい者の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話奉仕員養成事業は市町村が行う地域生活支援事業の一つ。

### 障害支援区分

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がい者等の多様な障がい特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分であり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つ。

### 障害者基本計画（第3次）

障害者基本法に基づき、障がい者の自立及び社会生活を支援するための施策を総合的かつ計画的に推進していくために国において策定した計画であり、政府が講ずる障がい者施策に係る最も基本的な計画。

### **障害者基本法**

障がい者の自立や社会参加を促進することを目的とした法律。障がい者のための施策に関して、基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。

### **障害者差別解消法**

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。

### **障害者支援施設**

障がい者に対し施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う障害者総合支援法に規定される施設。

### **障がい者就業・生活支援センター**

就労支援が必要な障がい者に職業能力に応じた就労の場の確保や職場定着を支援するとともに、一般就労まで結びつかない障がい者等への福祉的な事業所への結びつきや生活面に対する支援を行う事業所。

### **障害者総合支援法**

地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等を図り、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害保健福祉施策を推進することを目的とする法律。

### **障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター**

障害保健福祉圏域（福祉・医療の連携を図るため、県内を8区域に分けている。本町は県央障害保健福祉圏域に属する）ごとに、広域的かつ専門的な支援を重層的に実施するために神奈川県が主体となり運営している相談支援事業所。

### **成年後見利用支援事業**

市町村が行う地域生活支援事業の一つ。成年後見人の選任が必要な障がい者や高齢者が何らかの理由で親族による裁判所への申立ができない場合に、親族に代わり行政が申立を行うことや、成年後見制度を利用するための費用負担が困難な障がい者や高齢者への申立費用及び成年後見人の報酬の助成を行う事業。

### **相談支援事業所**

障害者総合支援法に基づき、障がい者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供・相談・サービス利用計画の作成、事業者の紹介やサービス調整などの援助を行う者として指定を受けた事業所。



## 【た行】

### 第5次愛川町総合計画

町の将来都市像やまちづくりの目標を明確にし、その実現のために必要な施策等を体系的にまとめた計画で、総合的かつ計画的な町政運営を進めるための最上位の計画として、個別部門の諸計画の上位に位置づけられるもの。

### 第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画

社会福祉法に基づき、町、社会福祉協議会をはじめとする民間事業者、地域住民の参加と協働による福祉のまちづくりを推進するため、保健と福祉の、分野ごとの計画で取り上げられていない施策を体系化した計画であり、行政の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したもの。

### 第3次愛川町障がい者計画

障害者基本法に基づき、本町における障がい者施策全般の方向性などの基本的な事項を定めた計画。「ひとりひとりを大切にして、地域での生活を支える」を基本理念に掲げ、障がい者の自立や社会参加等の支援を推進するために策定したもの。

### 地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づき実施されている地域生活支援事業の一つで、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など、地域の実情に応じて市町村ごとに柔軟に実施できる事業。

### 地域生活支援拠点

入所者の地域移行・地域での生活課題・サービス提供に対応する相談支援やグループホームの体験利用、緊急時の短期入所利用などの地域生活支援機能を強化するため、グループホームや障害者支援施設にそれらの機能を集約して付加した拠点施設、又は複数の機関が分担・連携してこれらの機能を担う体制（面的な体制）のこと。

### 地域包括ケアシステム

障がい者や高齢者、子どもなどが、地域の全ての住民の関わりにより、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送ることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される体制。

## 【な行】

### 難病

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病で、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病のこと。

### **日常生活用具給付等事業**

市町村が行う地域生活支援事業の一つ。在宅の障がい者・児に、ストマ用装具や特殊寝台など、その方に適した日常生活用具を給付する事業。

### **ニューロン疾患**

ニューロン（神経細胞）が変性を起こすことで発症する病気の総称。筋萎縮性側索硬化症（ALS）、原発性側索硬化症（PLS）、脊髄性筋萎縮症（SMA）、球脊髄性筋萎縮症などが代表的な疾患。

### **【は行】**

#### **発達障がい**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

#### **訪問入浴サービス事業**

市町村が行う地域生活支援事業の一つ。居宅において入浴が困難な障がい者・児に対し、事業者が訪問し、入浴の機会を提供するサービスの利用に係る費用を給付する事業。

### **【ら行】**

#### **理解促進研修・啓発、自発的活動支援事業**

市町村が行う地域生活支援事業の一つ。障がい者が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去することを目的に、障がい者への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化し、共生社会の実現を図る事業及び、障がい者等の自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業。



2 愛 福  
令和2年12月7日

愛川町福祉のまちづくり推進委員会  
委員長 萩原庸元 殿

愛川町長 小野澤 豊

第3次愛川町障がい者計画（案）及び第6期愛川町障がい福祉計画・  
第2期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）について  
（諮問）

第3次愛川町障がい者計画（案）及び第6期愛川町障がい福祉計画・第2  
期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）について、別紙のと  
おり策定しましたので、愛川町附属機関の設置に関する条例に基づき諮問し  
ます。

#### 記

##### 1 諮問事項

- (1) 第3次愛川町障がい者計画（案）
- (2) 第6期愛川町障がい福祉計画・第2期愛川町障がい児福祉計画（サ  
ービス等プラン）（案）

##### 2 計画期間

- (1) 第3次愛川町障がい者計画（案）  
令和3年度から令和8年度まで（6か年）
- (2) 第6期愛川町障がい福祉計画・第2期愛川町障がい児福祉計画（サ  
ービス等プラン）（案）  
令和3年度から令和5年度まで（3か年）

（事務担当は、民生部福祉支援課障害福祉班）



令和2年12月9日

愛川町長 小野澤 豊 殿

愛川町福祉のまちづくり推進委員会  
委員長 萩原 庸元

第3次愛川町障がい者計画（案）及び第6期愛川町障がい福祉計画・  
第2期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）（案）について  
（答申）

令和2年12月7日付け2愛福をもって諮問のありました標記のことにつ  
きましては、慎重に審議した結果、原案は妥当なものと判断します。

なお、答申にあたり次の意見を付します。

#### 記

- 1 町民、事業者、町、町社会福祉協議会及び関係諸機関との良好な関係性を継続し、地域社会全体で障がい福祉の推進に取り組むための協力・連携体制の充実を図ること。
- 2 障がいのある人を取り巻く環境が変わる中、施策展開に掲げた今後の方針・目標を見据え、適切な進行管理を図るとともに、町民のニーズや実情に即した具体的な事業施策やサービス提供に努め、目標の達成に向けた積極的な取り組みを進めること。
- 3 大型台風などによる自然災害の激甚化や新型コロナウイルス感染症の発生・拡大など、近年、私たちの日常生活を脅かす事象が頻回に発生していることから、地域住民や関係機関と連携を図りながら、特に災害時に配慮を必要とする方々への安全・安心対策の推進については、万全を期すこと。



第6期愛川町障がい福祉計画  
第2期愛川町障がい児福祉計画  
(サービス等プラン)

---

令和3年3月  
愛川町